

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産した兵庫県医師国民健康保険組合の被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産後に申請ができます。

## 国民健康保険料の免除方法

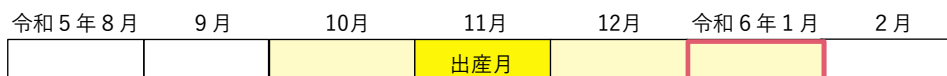
- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が免除された場合、上記期間相当分の保険料を、原則、翌月以降にいただく保険料より調整してお返しします。

## 届出に必要な書類

- ① 申請書
- ② 母子健康手帳などの写し

※ 出産日などが確認できる頁の写しが必要です。

## 届出先

兵庫県医師国民健康保険組合

〒650-0023 兵庫県神戸市中央区栄町通3丁目5-10 TEL 078-321-0511